社会民主主義とは資本主義の変革の過程に関する一定の原理を指すものであるか、社民の大衆討議によって明確に正式にかゝる原理の採用を決定してゐないにも拘らず官僚幹部は彼等の独断を大衆に押し付けてゐる。

所謂彼等の社会民主主義が如何なる原理体系として如何なる内容を持つにせよその具体的な実践の結果は戦線の統一を妨げ、闘争力の強化を防げかくして帝国主義ブルジョアジーの支配の有力なる支へとなる役割を果してゐるものである

これと同時にその指導する日常闘争の具体的事実は階級的協調を目標とするものであることは明らかである。大衆政党はかゝる反階級的な実践に対しては断乎として闘ふものである

(3) 大衆的統一闘争による単一政党の強固なる結成は官僚幹部によって置かれその障壁の戦線に立つべく我々はあらゆる努力を惜しまない

また大衆政党の負荷された重大なる階級的任務の遂行を阻み之を破壊せんとする一切の反階級的な企てに対しても断乎として闘ふものである。

(4) 労働組合、農民組合との緊密なる提携、協力並にその拡大強化のために積極的な努力をなす。

(5) 大衆政党の教育的任務は極めて重要であって全体としての党大衆の意識水準を目ざめ之れを高い段階へ引き上げるために不断の闘争の発展を通じて階級教育がおこなはれなければならぬ。

(6) 反帝国主義戦争、失業反対闘争、農民闘争、農村窮乏打破一切の日常闘争を結合せしめて大衆闘争に発展せしめる。

合同政党政策（五月二十日発送報告参照）

合同政党規約骨子草案

大綱

一、民主々義的中央集権の組織

一、闘争力の拡大強化、大衆動員のための組織

一、党の統制の必要、

一、労働組合、農民組合の連絡を緊密ならしめるため特別委員会の組織、

規約骨子、

● 第一章 総則、

一、名称、一、目的 一、組織—個人

● 第二章 機関、

一、党大会—最高機関、—通常大会、臨時大会、二、中央委員会—大会から大会までの最高機関、三、中央執行委員会—最高執行機関、四、常任中央執行委員会—常務機関、五、統制委員会—会計、党務監察機関、六、部門（専門部）①総務部 ②組織部 ③調査情報部 ④教育部 ⑤財務部 ⑥事業部 ⑦宣伝部 ⑧機関紙部 ⑨国際部 ⑩[illegible]対策部、七、特別委員会